

墓地の使用許可申請に関する誓約書

年 月 日

さしま環境管理事務組合  
 管理者 様

私は、「さしま環境管理事務組合営霊園の設置及び管理に関する条例」(以下「条例」という。)及び「さしま環境管理事務組合営霊園の設置及び管理に関する条例施行規則」(以下「規則」という。)に定められている規定を遵守するとともに、以下の全ての同意事項につき、十分理解したうえで、申請することをここに誓約いたします。なお、この同意事項に違反したときは、墓地使用权の取消処分を受けてもかまいません。

住 所 〒

氏 名 (フリガナ)

(自 署)

連 絡 先

(自 宅)

(携 帯)

番号	同 意 事 項	チェック欄 ※同意しましたか。
①	申請にあたっては争いが起きないように、親族間で十分に話し合いを行ってください。また、申請以降に争いが起きた場合は、使用者が自己責任において解決することとし、組合は一切関与しません。	<input type="checkbox"/> はい
②	申請者は、申請資格要件すべてに該当している必要があります。後に、該当していないことが発覚した場合は、使用許可は取消されます。	<input type="checkbox"/> はい
③	一般墓地の使用权を第三者に譲渡、又は転貸することはできません。	<input type="checkbox"/> はい
④	納入した使用料の還付については、裏面に記載のとおり、条例及び規則に基づき行われます。	<input type="checkbox"/> はい

裏面に続く

⑤	使用料の支払いは一括払いとなります。期間内に支払われない場合は使用許可が取り消されます。	<input type="checkbox"/> はい
⑥	墓地の使用期間内に住所の変更や使用許可の承継等、申請内容に変更が生じた場合は速やかに手続きを行ってください。	<input type="checkbox"/> はい
⑦	毎年発生する年間管理料を3年以上滞納した場合は、使用許可が取り消されます。	<input type="checkbox"/> はい
⑧	使用許可が取り消された場合は、速やかに墓地の墓碑等を撤去し原状回復してください。その際の費用は使用者の負担です。	<input type="checkbox"/> はい

【参考】納入した使用料の還付割合について

「さしま環境管理事務組合営霊園の設置及び管理に関する条例」※一部抜粋  
(使用料等の還付)

第14条 既に納付された使用料及び管理料は還付しない。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、その一部を還付できるものとする。

「さしま環境管理事務組合営霊園の設置及び管理に関する条例施行規則」※一部抜粋  
(使用料の還付)

第18条第1項 条例第14条ただし書の規定による使用料の還付の額は、使用者が使用許可を受けた日から3年以内に未使用の墓地を返還した場合に限り、既納の使用料の半額とする。